

7年度せたがや子ども Fun! Fan! ファンディングを実施します

世田谷区子どもの権利条例にもとづき、子どもたちの、地域の中で「したい、やってみよう」企画を①子ども団体から募集し、その内容を②子ども審査員等が審査をして、採用された企画に「世田谷区子ども・若者基金」から活動費を助成します。

対①区内在住・在学・在勤の小学1年生～18歳が3人以上で、18歳以上の大人が2人参加している団体②区内在住・在学・在勤の小学5年生～18歳の方
申込期間／①②いずれも5月7～30日

備申込方法等詳しくは、[区HPQ 11263](#)をご覧ください。

問子ども・若者支援課 ☎5432-2585 FAX5432-3050

外遊び活動団体の認定と 保護者利用料の助成

対次の全てを満たす、区の認定を受けた団体を利用する保護者

- ①区内在住の3～5歳を対象に外遊び活動を実施
- ②幼稚園教諭・保育士等を含む、常時2人以上の保育者を配置
- ③1年間で39週以上、1日あたり4～8時間、週5回以上活動し、過去3年間活動実績がある ※このほかにも要件あり。

助成額／月額2万円(上限)

備団体を通しての申込み。
団体の認定については、お問い合わせください。



申電話で子ども家庭課(☎5432-2569 FAX5432-3081)へ連絡のうえ、所定の申請書(電話受付後に団体代表者あてに郵送)を指定日までに郵送または持参 [区HPQ 1350](#)

同意のない性的行為は全て性暴力です

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です。SNSを利用した性被害等、10・20代に対する性暴力の手口は巧妙になっています。

同意のない性的行為は、いかなる理由や関係性であっても全て性暴力です。

●性犯罪・性暴力でお悩みの方へ

世田谷区犯罪被害者等相談窓口	☎03-6304-3766 FAX03-6304-3710 月～金曜午前8時30分～午後5時 (祝・休日、年末年始を除く)
性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	☎#8891(はやくワンストップ) (24時間受付)
性犯罪被害相談窓口(警察庁)	☎#8103(ハートさん)(24時間受付)
性暴力に関するSNS相談 「Cure time」	HP https://curetime.jp/ (チャット相談=毎日午後5時～9時)

問人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710

都市農業課から

①7年度版世田谷農産物直売所マップが完成しました

区内約120か所の直売所等の情報を掲載しています。

配布場所／総合支所地域振興課・まちづくりセンター、図書館、区民センター、都市農業課等

②第135回世田谷の花展覧会

場馬事公苑前けやき広場 (雨天実施)

内容	日時・費用等
園芸即売市	4月18日(金)～20日(日)午前9時30分～午後4時 (18日は正午～午後4時)
一般観覧	4月19日(土)午前9時30分～午後4時
区民賞投票	4月19日(土)午前9時30分から 先着100人
園芸用培養土の 原価販売	4月19日(土)午前9時30分から 費1袋250円 先着200袋
花菜・名前当てクイズ	4月19日(土)午後1時から 先着100人
ミニ園芸教室 (アレンジ)	4月19日(土)午前10時から、午後1時30分から 費当日会場に掲示 先着各16人
展示品即売	4月20日(日)午前9時30分から ※なくなり次第終了。
チャリティー園芸 せり市	4月20日(日)午後1時30分から ※なくなり次第終了。

共通事項 担当=都市農業課
問 せたがやコール

養育費の取決めに関する公正証書の作成や 調停等の申立てにかかる費用を一部助成します

対区内在住のひとり親または離婚協議中で離婚後に子どもを扶養する予定の方で、公正証書の作成や調停など債務名義取得にかかる費用を負担した方

備公正証書等の作成日から6か月以内に、[区HPQ 10730](#)からオンライン手続きまたは窓口等で申請(窓口は要事前予約)。対象となる費用や申請方法等詳しくは、前記 [区HP](#) をご覧ください。

問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

夜間・休日等ここらの電話相談の 専門相談の電話番号が変わりました

4月1日以降の電話番号は、[区HPQ 3284](#) をご覧ください。

受付時間／毎日午後5時～10時(年末年始を除く)

不安なとき、つらいとき、迷ったとき、誰かと話したいとき等にご相談ください。

※ピア相談の電話番号(☎03-6265-7532)の変更はありません。

問世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2947 FAX5432-3102

4月6～15日は春の全国交通安全運動期間です

●子どもたちを意識した運転を

4～6月にかけては登下校する児童の交通事故が増加します。運転手の皆さんは十分に注意してください。

●歩行者も交通ルールを守って

車道の無理な横断、横断歩道の斜め横断、信号無視等は非常に危険です。

●「ながら運転」は禁止です

スマートフォン等を操作しながらの「ながら運転」は、自動車・自転車いずれにおいても禁止されています。重大事故の原因となるため絶対にやめましょう。



●万が一の事故に備えて

自動車に乗る際は全員がシートベルトを着用し、お子さんにはチャイルドシートも使用しましょう。

●自転車もヘルメットを

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。死亡事故の半数以上が頭部損傷によるものです。進んでヘルメットを着用しましょう。

●電動キックボードは車両です

電動キックボードの中には、運転免許やヘルメット着用が必須となっているものもあります。事前に確認のうえ、適切に利用してください。

●二輪車の事故防止

右左折時の衝突・接触事故防止のため、無理のない運転をお願いします。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996